

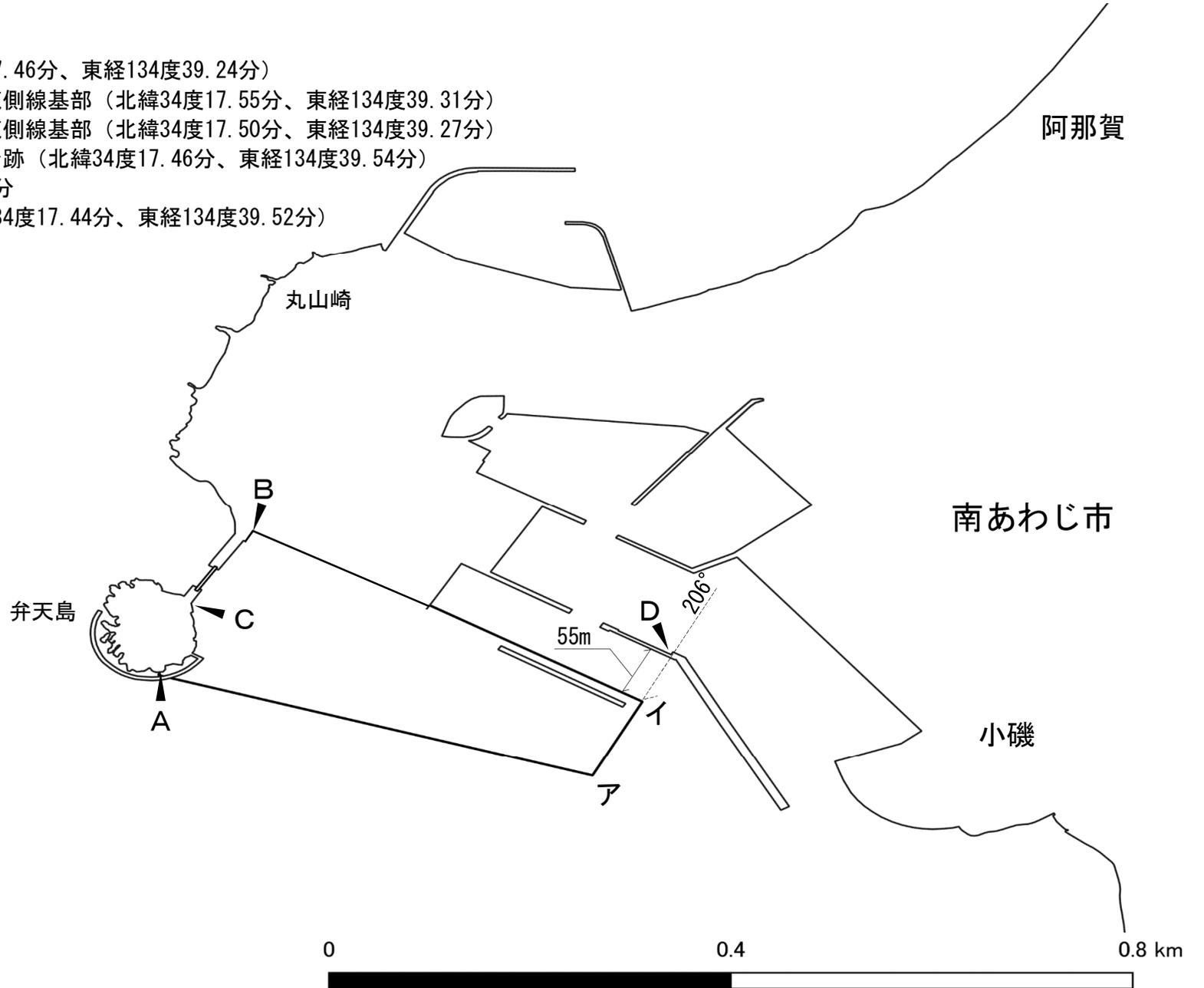
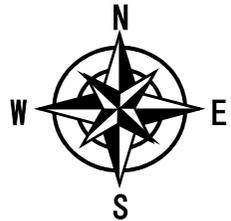
免許番号 区第161号

漁場の位置 南あわじ市丸山崎地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、B及びCを結んだ線、弁天島東側並びに丸山崎南側の最大高潮時海岸線と丸山漁港西防波堤南側線によって囲まれた区域

点の位置

- A 南あわじ市弁天島南端（北緯34度17.46分、東経134度39.24分）
- B 南あわじ市丸山崎南端養殖防波堤東側線基部（北緯34度17.55分、東経134度39.31分）
- C 南あわじ市弁天島北端養殖防波堤東側線基部（北緯34度17.50分、東経134度39.27分）
- D 南あわじ市丸山漁港旧西防波堤灯台跡（北緯34度17.46分、東経134度39.54分）
- ア 北緯34度17.40分、東経134度39.49分
- イ Dから206度55メートルの点（北緯34度17.44分、東経134度39.52分）



令和5年9月1日 免許
区第161号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	南あわじ市阿那賀1463-6 南あわじ漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第161号		摘 要		